

仕事に忠實ならざる特權はないのであるから、技術、作業能率に對しては充分の努力を拂ふことも亦云ふ迄もないことである。若し假りに、労働組合の力をかさにして、工場内に於ける規律を無視するが如き組合員に對しては、是亦労働組合が相當の罰則を以つて臨むことは、團體交渉に依る労働條件の改善を行ふ爲めには必要なることであると云はねばならぬ。

又労働條件の協定に當つて、同一産業全體の條件を参考としなければならぬことは當然である。或一工場のみ労働條件が、同一産業の他工場のとそれと、非常な不均衡を以つて向上したならば、當該工場より生産せらるゝ品物の賣價も亦上騰せざるを得ない。しからば其工場は他工場との競争に於いて敗北することとなるのであるから、今日の常識上よりしてもうなづかるゝ筈である。そこで同一産業全體の労働者による産業別の労働組合が必要となるのである。かくして同一産業全體が、一體として労働條件を向上せしめることになつて、始めて労働條件を犧牲にする不當なる産業上の競争が休止することになる。

かくの如く團體交渉が、円滑に運用されて、労働條件の上にも、産業全體の上にも、秩序ある

進歩をもたらせ得るには、勞資兩者の冷靜なる態度と理解が伴はねばならぬことは勿論である。労働者が只徒らに感情に走り、資本家が自己の利益のみを固執して譲らなかつたならば、到底眞の團體交渉確立の意義は失はるゝであらう。

以上述べたるが如き精神が、覺書第三條、第四條、第五條に示されたものである。

締付工場たらしむる迄の困難

労働組合の組織はいかなる場合に於いても大なる困難が伴ふものである。一般労働者の無理解、資本家の壓迫、官憲の干渉等は、我國労働組合の絶へず當面して、惡戦苦闘する處のものである。

而して我製鐵労働組合は、團體交渉權が承認されて居るのであるから、資本家の壓迫、官憲の干渉等のあるべき筈はないのであるが、製鐵労働組合が、眞に完全なる團體交渉權の確立を明して全國五ヶ工場の労働者全部を組織して締付工場たらしめる爲めには、種々なる困難に逢着せざ